

## 西宮市農業活性化推進対策事業補助金交付要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、西宮市農業振興計画（西宮市都市農業振興基本計画）（平成31年4月施行）の理念に基づき、産業としての持続的な都市農業の推進、多様な営農と農地の活用、市民と農家の交流につながる事業（以下「事業」という。）に対し、市が助成することにより、市内農業の活性化に資することを目的とする。

### (補助対象者等)

**第2条** 市長は、市内の農業者及び農業者の組織する団体等に対し、事業に必要な経費の一部について、当該年度の予算の範囲内において補助金を支出することができる。

2 前項に規定する「市内の農業者及び農業者の組織する団体等」は、以下のいずれにも該当するものとする。

(1) 西宮市内に居住（西宮市内に事務所が所在）する農家（農業者の組織する団体等）であること。

(2) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

3 前項の規定にかかわらず、市長が補助対象者として適切ではないと認めた場合は、この限りではない。

### (補助対象事業及び補助率)

**第3条** 前条の規定に基づく、補助金支出の対象となる事業及び補助率等は、別表第1に定めるところによる。

### (協議会の設置)

**第4条** 市長は、前条の事業を西宮市農業活性化事業協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 市長は、必要と認めるときは協議会の意見を聴くことができる。

3 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### (補助金交付等取扱い手続き)

**第5条** 補助金の申請及び交付等の手続きは、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

### (手続きの委任)

**第6条** 補助金の請求及び受領を代理人に委任して行なう場合にあつては、補助金の交付を受けようとする者はその旨の委任状（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(手続きの省略)

**第7条** 規則第20条の規定により、次の各号については、これを省略することができる。

- (1) 規則第7条第1号及び第2号に掲げる添付書類
- (2) 規則第14条に規定する実績報告書

(精算書の提出)

**第8条** 前条の規定により実績報告書の提出を省略した場合は、市長の指定する期日までに精算書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**付 則**

- 1 この要綱は、平成6年7月1日から実施する。
- 2 平成6年度に実施される事業については、第4条から第6条までの規定は適用しない。

**付 則**

この要綱は、平成7年6月19日から実施する。

**付 則**

この要綱は、平成9年7月1日から実施する。

**付 則**

この要綱は、平成10年1月1日から実施する。

**付 則**

この要綱は、平成11年12月15日から実施し、平成11年4月1日から適用する。

**付 則**

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

**付 則**

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

**付 則**

- 1 この要綱は、平成18年12月26日から実施する。
- 2 平成18年1月1日から3月31日までに購入した「有機乾燥肥料」について、平成18年度において補助金の交付を受けた場合は、当該「有機乾燥肥料」については、平成19年度の補助対象から除くものとする。

**付 則**

- 1 この要綱は、平成19年10月15日から実施する。
- 2 平成19年1月1日から3月31日までに購入した「有機乾燥肥料を除く他の事業区分」について、平成19年度において補助金の交付を受けた場合は、当該「有機乾燥肥料を除く他の事業区分」については、平成20年度の補助対象から除くものとする。

**付 則**

この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から実施する。

**付 則**

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から実施する。

**付 則**

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。

**付 則**

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から実施する。

**付 則**

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から実施する。

**付 則**

1 この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から実施する。

2 令和元年 12 月 31 日までに実施した事業区分「省力化・生産性向上機械促進事業」の農業用機械類の購入について、ローンによる購入を行った場合は、その償還残高の返済分については、なお従前の補助実施基準及び補助率を適用するものとする。

西宮市農業活性化推進対策事業補助金 補助対象等一覧  
(補助対象期間：令和2年1月1日～令和2年12月31日)

施策区分 (西宮市農業振興計画より)		事業区分		採択基準等			補助対象事業費 限度額 (補助金額ではありません)		補助率			
				補助内容	補助対象具体例 (参考)	備考	上限	下限	一般 農業者	認定農業者 または 認定新規就農者		
1	担い手の確保	(1)	労働力不足への対応	A	生産性向上、省力化支援	農業用機械類の購入費用	・コンバイン、トラクター、脱穀機、草刈機、動噴、出荷用冷蔵庫、灌水設備、電動ポンプ等	・軽トラック(自動車)やパソコン、プリンタ等、一般的に農業以外にも使用可能なものは補助対象外です。 ・農業用ハウス新設時における附帯設備等は、事業区分F(農業用ハウスの新設費用)での補助となります。	個人 80万円/1機	5万円/1機	15%以内	25%以内
						農業用機械類のレンタル費用	同上	・当該補助対象期間内に支払ったものに限りです。	共用 150万円/1機	5万円/1機		
2	収益性の高い農業の推進	(1)	安心・安全な農産物の生産支援	B	安心・安全な農産物の生産支援	有機質肥料等の購入費用	・有機乾燥肥料、油かす等	・JA兵庫六甲以外で購入されたものについては、有機質等の確認のため、購入した肥料等の概要がわかるもの(チラシ等)を添付してください。	なし	なし	50%以内	
						農業保管庫の購入費用	・農業保管庫		5万円	1万円	20%以内	30%以内
3	農業環境の整備と農地保全	(1)	圃場、農道、用水路整備	C	圃場・農道・農業用水路の整備支援	圃場、農道、農業用水路の整備に係る工事費用、資材の購入費用	・圃場、農道、農業用水路の舗装工事費 ・自身で舗装、整備する場合の資材購入費等	・要事前相談 ・水道引き込み工事費は補助対象外です。 ★【必須条件】★ ・生産地または市街化調整区域内農地であること ・区画整理事業の補償等の対象外であること ・他の補助金を受けていないこと	150万円	10万円	20%以内	
						D	農業用水路の保全管理支援	農業用水路の清掃(浚渫、泥上等)に係る費用	・作業委託料、廃棄物処理手数料等	・ため池の清掃に係る費用は補助対象外です。	100万円	2万円
				E	有害鳥獣対策支援	有害鳥獣の被害防止のための資材の購入、修理、補修費用	・猪防止柵、電気柵、爆音機、防鳥網等		50万円	3千円	50%以内	
						F	農業用ハウスの導入による農産物の安定供給支援	農業用ハウスの新設費用(附帯設備も含む)	・プラスチックハウス、ガラス室	・要事前相談 ・農舎、農小屋は補助対象外です。 (※1)他の補助金(園芸施設共済の共済金を除く)を受ける場合(予定も含む)は、補助率を15%以内とします。	100万円/1棟(年2棟まで) ガラス室は250万円/1棟(年1棟まで)	10万円/1棟
		(3)	農地の保全と農業的利用の促進	G	農地・土壌の保全、改良支援	農業用ハウスの被覆材の張替費用	・ビニール、硬質フィルム、ガラス	(※2)他の補助金(園芸施設共済の共済金を除く)を受ける場合(予定も含む)は、補助率を10%以内(認定農業者等は20%以内)とします。	15万円	1万円	20%以内 (※2)10%以内	30%以内 (※2)20%以内
						露地被覆資材の購入費用	・寒冷紗、マルチ等		10万円	2万円	30%以内	40%以内
				土壌消毒剤、土壌改良剤等の購入費用	・土壌消毒剤、土壌改良剤等	・ケイ酸カルシウム、石灰は補助対象外です。	20万円	1万円	30%以内	40%以内		
				客土の購入費用	・真砂土		50万円	1万円	30%以内	40%以内		
				害虫防除費用	・バスマイト、性フェロモン剤(フェロモントラップ等)、天敵(チリカブリダニ、BT剤等)	★【必須条件】★ ・食品認証(有機JAS規格、ひょうご安心ブランド、ひょうご推奨ブランド、JGAP/ASIAGAP、グローバルGAP等)の取得者であること	なし	なし	40%以内			
				土壌分析費用	・土壌分析委託費等	・土壌分析機器は、事業区分A(生産性向上、省力化支援)での補助となります。	10万円	3千円	40%以内	50%以内		
4	地産地消、農家の顔が見える販売の促進	(1)	直売所、インショップの増加支援	H	農産物直売所支援	農作物用自動販売機の購入、設置費用	・農作物用自動販売機	・維持費(電気代等)、メンテナンス費は補助対象外です。 ・事業区分A(生産性向上、省力化支援)との重複申請はできません。	80万円	5万円	30%以内	40%以内
		(2)	市内学校給食への供給支援	I	市内学校給食出荷支援	西宮市内の学校給食用農産物の出荷費用	・出荷量(kg)に応じて補助金を交付	★【必須条件】★ ・JA兵庫六甲にて出荷確認ができること ・栽培履歴の確認ができること	なし	なし	出荷量50kgにつき1,000円以内	
5	食育、広報、農業体験を通じた農業理解の醸成	(1)	西宮市の農業のPR	J	西宮産農産物PR支援	「西宮市」と表記した出荷用資材等の購入費用	・(「西宮市」と表記した)結束テープ、出荷用段ボール箱等	・事業区分L(食品認証周知支援)との重複申請はできません。 ★【必須条件】★ ・JA兵庫六甲にて確認ができること ・「西宮市」の表記が明瞭であること	50万円	1万円	30%以内	40%以内
				K	食品認証取得支援	食品認証(有機JAS規格、JGAP/ASIAGAP、グローバルGAP等)の新規取得に係る費用	・認証申請に係る手数料、講習会等の受講料	・認証申請にかかる旅費、宿泊費は補助対象外です。 ・認証の更新に係る費用は補助対象外です。	30万円	1万円	30%以内	
		(2)	食品認証制度の周知	L	食品認証周知支援	食品認証ロゴを表記した出荷用資材等の購入費用	・(食品認証ロゴを表記した)結束テープ、出荷用段ボール箱、バーコードシール等	・事業区分J(西宮産農産物PR支援)との重複申請はできません。 ★【必須条件】★ ・表記する食品認証の取得者であること ・JA兵庫六甲にて確認ができること ・食品認証ロゴの表記が明瞭であること	50万円	1万円	30%以内	40%以内

【全事業共通の注意事項】

- 補助対象者は、西宮市内に居住(西宮市内に事務所が所在)する農家(又は農業者の組織する団体等)のみです。市外居住者や農家以外の一般市民の方(家庭菜園、市民農園等)は補助対象外となります。
- 補助対象期間は、申請年の前年の1月1日～12月31日です。この期間内に支払いを行ったもので、かつ、誰が(氏名フルネーム)、いつ(購入年月日)、どこで(購入先)、何を(品名及び明細)、いくつ(数量)、いくらで(金額)購入したかを、書類(領収書、販売証明書等)で確認できることが必要です。(JA兵庫六甲にて購入されたものについては、市においてこの項目が確認できるため、添付書類は不要となります)
- 消費税、諸経費は補助対象外となります。
- 国・県や他市等の補助事業と重複する場合は、補助率を下方調整します。国・県や他市等の補助事業を利用する場合(予定も含む)は、必ず事前に西宮市農政課(0798-34-8482)へご相談ください。
- 補助率はあくまでも上限の率であり、申請総額が市の予算の範囲を超える等の場合は、補助率を下方調整します。
- 各事業ごとに補助金額1,000円未満は切り捨てとなります。(上記5の調整がかかることにより、補助額が1,000円を下回り、補助金が出ない可能性もありますのであらかじめご了承ください。)
- 補助金の上限額は1個人(1法人)あたり100万円とします。
- 補助対象かどうか不明な場合は、事前に西宮市農政課(0798-34-8482)へご相談ください。